平成２４年（フ）第１２７号
新潟県柏崎市松波４丁目３番３―19号
債務者　高橋　里和
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉3648番地２
債務者　丸山　美紀
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
福岡県京都郡苅田町大字新津1471番地11
債務者　高塚　早苗
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
福岡県行橋市大字下津熊1107番地13　金丸方
債務者　伊藤　大騎
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第９４４号
埼玉県鴻巣市八幡田849、住民票上の住所埼玉県北本市西高尾２丁目105番地２　グラン・コート北本102
債務者　山口かすみ（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６７号
埼玉県戸田市中町２丁目14番12号　パクスＭ＆Ｎ101号室、旧住所東京都板橋区赤塚４丁目35番15―103号　ラフォーレ赤塚
債務者　古堀　裕一
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７０号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区29棟303号
債務者　秋葉　英昌
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７８号
埼玉県川口市柳崎１丁目13番１―506号　雇用促進住宅１号棟
債務者　北農恵美子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６７号
埼玉県朝霞市仲町１丁目４番36号　Ｙ．Ｓコーポ’92―201
債務者　大谷　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
大阪府和泉市太町61―１―202、住民票上の住所大阪府堺市西区家原寺町２丁13番４号
債務者　山名　義範
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９１１号
北海道石狩郡当別町太美町18番地１　サロンド・アベニュー２Ｆ
債務者　岩瀬　康徳
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９６号
北海道北広島市大曲柏葉４丁目11番地14
債務者　和田　沙織
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５４号
札幌市東区北22条東18丁目３番28号　リベルティ22―401号、申立時の住所札幌市北区新琴似６条１丁目５番13号　新琴似恵ハイツＢ―105号
債務者　今立　　学
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５２号
札幌市西区発寒５条３丁目８番47―102号
債務者　石川　祐二
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０６号
札幌市南区石山２条５丁目７番30号　東亜コーポ202号
債務者　小竹　令幸
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１３号
札幌市北区北27条西16丁目４番３号　アルファコスモ弐番館403号
債務者　川端　清孝
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０７号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番５―404号
債務者　山岸　憲次
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部